

2025年11月

# 消費者情報

八代市（氷川町・芦北町）消費生活センター

電話：0965-33-4162



今年も残り2ヶ月となりました。年末の大掃除に向けてばちばち家の片づけを始められる方もいらっしゃるのではないでしょうか。一年間の溜まったごみを分別して処分するのは、とても大変な作業ですよね。そんな時、新聞の折り込みチラシや家のポストに不用品回収のチラシが入っていたら電話してしまいそうになりますか。しかし、ちょっと待ってください。一般の家庭から出たごみを収集・運搬・処分する事業者は許可が必要になることをご存じでしょうか？

今回は、一般家庭から出たごみを処分する際の注意点についてのお話しです。

## 相談事例



### 【事例1】60代女性

実家の片づけをしたところ大量のごみが出たため、新聞の折り込みチラシにあったごみの収集運搬業者に電話をし、収集と処分を依頼しました。しかし、当市が発行しているごみの出し方の冊子を見ていたら、一般廃棄物収集運搬と産業廃棄物収集運搬の許可は別であること、一般家庭から出るごみは当市の許可を取得している事業者に依頼するように書いてありました。先日、ごみの処分を依頼した事業者のチラシを確認したところ産業廃棄物許可業者と書いてありました。この事業者は条例違反になり、処分の対象になるのではないでしょうか。

### 助言

ご家庭から出るごみを回収できるのは、お住いの自治体から許可を受けている収集運搬業者しかできません。無許可の事業者がごみを回収すると廃棄物処理法違反となります。今後、ごみの処分を依頼する場合は当市的一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼するようにしましょう。

### 【事例2】70代男性

数日前に新聞折り込みチラシに入っていた収集運搬業者に自宅で出たごみの収集と処分の見積もりを依頼しました。口頭で説明した際に、3万円程度かかると言われたが、作業をしてもらった後で高額な請求をされたりしないでしょうか。

## 助言

インターネットやチラシ等で広告を出している事業者が必ずしも許可業者とは限りません。無許可の業者に依頼した場合、高額な請求をされるケースが見られます。また、無許可の廃棄物回収業者によって回収されたごみが不法投棄された事例も報告されています。一般廃棄物収集を依頼するのであれば当市に許可がある事業者でないと収集運搬はできないため、一般廃棄物収集運搬業許可業者であるか当市の担当課に確認しましょう。

## 消費者へのアドバイス

- 「産業廃棄物処理業」「古物商」「貨物運送事業」の許可だけでは家庭ごみの収集（回収）はできません。
- 家庭ごみの収集運搬や処理は八代市から許可を受けた「一般廃棄物収集運搬業許可業者」に依頼してください。八代市ごみ分別ガイドブックや八代市ホームページに掲載

### お問い合わせ先：循環社会推進課 0965-34-1997

- 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法の対象製品です。買い替えの場合は新しい製品を購入する小売業者に、処分する場合は購入した小売業者へ引き取りを依頼しましょう。
- 必ず複数社から見積もりを取りましょう。

#### ★見積もりを取るときのポイント

- ・市区町村のホームページ等から一般廃棄物処理業の許可業者を探す
- ・追加料金の有無を確認する
- ・作業内容、料金を明確に出してもらう
- ・キャンセル料を確認する



※依頼後であっても一般廃棄物処理業の無許可業者であると分かった場合は、

作業前にきっぱりと断りましょう。

**お断りします**

- トラブルになったときは消費生活センターに相談しましょう。

## 消費生活相談関連のご案内【令和7年12月分】

相談内容	開催日
無料弁護士法律相談 «予約制»	令和7年12月12日（金）、26日（金） 10:00～12:00 13:00～16:00 予約は令和7年12月1日（月）午前8時30分から受付を開始します。 市民活動政策課 TEL：0965-33-4482までお電話ください。